

令和元年度愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験案内

令和元年7月9日
愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。
なお、この試験(男性(高校卒程度)の試験区分に限る。)を受けることにより、警視庁(東京都)、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

- ◆第1次試験日 令和元年10月19日(土)、10月20日(日)
- ◆受付期間 8月29日(木)午前8時30分～9月17日(火)午後5時15分
- ◆試験会場 松山東高等学校

◎身体検査の視力基準を変更しました。

【前回】平成30年度の基準
両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。

【今回】令和元年度の基準
裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。

◎スポーツ加点申請書の様式を変更しました。

受験申込みは、インターネットによる申込みとし、愛媛県職員採用情報ホームページの「愛媛県採用試験受験申込システム」から受け付けます。



愛媛県職員採用情報
ホームページはこちら



まもるくん

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容
男性	愛媛県	27人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
	警視庁	2人程度	
	大阪府	5人程度	
	兵庫県	2人程度	
女性	愛媛県	6人程度	

男性(高校卒程度)の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、第1志望は必ず愛媛県としてください。愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。
なお、申込み後の志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。))又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び大学等を令和2年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。)また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容		
第1次試験	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。 (択一式50題、解答時間2時間)		
	体力試験 (愛媛県のみ)	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。		
			種目	基準	
				男性	女性
			反復横とび	50回以上/20秒間	40回以上/20秒間
握力			45kg以上(左右の平均)	25kg以上(左右の平均)	
上体起こし			25回以上/30秒間	15回以上/30秒間	
腕立て伏せ			30回以上	15回以上	
20mシャトルラン	65回以上	35回以上			
			※基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。		
スポーツ加点 (愛媛県のみ)	5点	柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します。(詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照)			
		項目	基準		
		柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)		
		剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)		
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手としての出場経験 ※国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等				
身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。			
		項目	基準		
		視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。		
		聴力	完全であること。		
その他	身体に障がいその他の異常がなく健康であること。				
			※基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。		
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。		
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。 (課題1題、解答時間1時間)		
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 ○職務遂行に支障がないこと。 ※検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。		

(2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験の1日目は、体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。

※ 教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	令和元年10月19日(土) 午前8時30分から午後5時30分までのうち人事委員会が指定する時間 (遅刻した場合は受験できません。)	体力試験 身体検査	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	11月上旬 第1次試験当日にお知らせします。
	令和元年10月20日(日) 午前9時から午後0時まで (受付時間：午前8時から午前8時45分) 遅刻した場合は受験できません。)	教養試験		
第2次試験	11月中旬～11月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します。(「6 受験票の交付」参照)

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。

※ 愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。なお、受付期間は次のとおりです。

令和元年8月29日(木)午前8時30分から9月17日(火)午後5時15分まで

※ 原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、9月10日(火)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)

- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)

- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。10月11日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間**など記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、令和2年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。

- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

※ 愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級15号給（現行給料月額193,864円）、高校卒程度で公安職給料表1級7号給（現行給料月額178,990円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
- ※ 愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験 不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第1次試験 合格発表の 日から1月間	愛媛県 人事委員 会事務局
第2次試験 受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第2次試験 合格発表の 日から1月間	

※ 愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

10 問い合わせ先等

スポーツ加点申請書提出先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089-912-2826 ホームページ https://www.pref.ehime.jp/employment/
問い合わせ先	愛媛県警察本部 警務課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線 2621・2622・2623・2625・2626 フリーダイヤル 0120-204-724
愛媛県以外の 都府県に関する 問い合わせ先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372 大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314 兵庫県警察官採用センター 電話 0120-145-314

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

別表 スポーツ加点の申請について

項目	証明書類	申請方法
柔道	○講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。 （提出期限：令和元年9月17日（火）午後5時15分（必着）） スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合は、原本確認又は追加書類の提出を求める場合があります。（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時までには証明書類の原本又は追加書類を提出してください。） なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 記入漏れや不備等がある場合 (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。） (3) 受験申込時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合（申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。） (4) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合（申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。）
剣道	○全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
スポーツ歴	○出身校による全国大会参加証明書（原本） 又は ○次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 全国大会に選手として出場したこと ※(2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること ※「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする。（監督、コーチ、マネージャー等は除く。）	

※ スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。